

法人が提訴されている裁判について

2020年11月に法人前理事長及び法人に対して提訴された訴訟により、法人が提供するサービスを利用いただいている皆さま及びそのご家族の皆さま、法人の運営をご支援いただいている方々、並びに県民の皆さまに多大なるご心配をお掛けし、また、不信を招いたことを深くお詫び申し上げます。

10月24日、東京地裁において法人の安全配慮義務違反が認定され440万円の支払いを命じる判決がありました。判決では、法人はハラスメント対策として一定の措置を取っていたが、法人代表者を対象とする規程がないこと、代表者に対する講習等を行っていないこと等を理由として上記賠償責任を負うとの判決がありました。現在、法人は判決内容を精査しており、今後の対応については、慎重に検討・判断の上、11月8日を目途に公表いたします。

法人としてはできる限り早期の解決を望んでいますが、訴訟が継続する場合には引き続き適切かつ真摯に対応を行ってまいります。

本件については、これまで訴訟における審理が継続していたことから、法人は、本件及びハラスメント防止等に関する取り組みについての対外的な発信・公表を差し控えてきました。これは訴訟中の対応としてやむを得ないものでしたが、このことも法人への不信のひとつの要因になったものと思料します。

また、法人は、北岡前理事長が訴訟において主張・供述した一定の行為には、法的判断とは別に、社会福祉法人の理事長としての自覚と責任を欠いた極めて不適切な行為が含まれていたと認識していることを表明いたします。

最後に、法人は、この機会にハラスメント防止に関する取り組み状況を公表することとし、さらに、弁護士や有識者等により構成する外部評価の仕組みを整え、法人運営のさらなる健全化を図っていく所存です。

2024年10月28日

社会福祉法人グロー

理事長 牛谷 正人